

令和5年

第10回農業委員会総会議事録

令和5年10月6日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第5号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
4 番	帯刀 眞理子	5 番	浅井 満
6 番	城石 美枝子	7 番	金 賢志
8 番	炭谷 一三	9 番	森 敏朗
10 番	進藤 久司	11 番	栗山 信治
12 番	北田 幹夫	13 番	明石 茂
14 番	末永 久義	15 番	林 康弘
16 番	高橋 吉博	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
24 番	有沢 敏博		

欠 席 委 員（2人）

3 番	土合 正夫	25 番	小川 博行
-----	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の公告について
議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	村中 一也	主 査	村下 哲也
主 査	高木 淳也	主 事	新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第10回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、3番 土合委員、25番小川委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「24番 有沢委員」「1番 樋上委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に

ついて許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

永森委員

変更期間は、転用申請を出して許可された後、何ヶ月か決まっているのか。

事務局（高木）

特に期間は決まっていない。昨年の12月にも事業計画変更申請があったが、それは転用許可から10年以上経っていた。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、承認することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第3号の申請番号26番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第3号の申請番号26番について説明します。

申請人である〇〇夫婦は、現在〇〇市内のアパートで生活しており、以前から今後の人生設計を見据え住宅建築について検討してきた結果、申請地において住宅を取得する計画に至りました。主な理由としては、〇〇氏の勤務先は〇〇市内で、妻の勤務先は〇〇市内であることから主要道路への交通利便性や各商業施設の充実、将来的な子育て・教育環境があげられます。

このたびの申請においては、互いの勤務地の中間箇所となる射水市内で国道8号線沿いを起点として検討地について検討を重ねてきたところ、複数の候補地から建築資金などを考慮して、申請地が適地と判断したものです。

住宅の建築においては、擁壁を設置した上で土砂等が流出しない旨や雨水排水についても周辺に被害が及ばないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第3号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第4号説明・表決) —

議長 (堀会長)

次に、議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (浅木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長 (堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第4号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（堀会長）

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案についてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

永森委員

中間管理機構を通した場合でも、買い手の方は決まっているのか。

事務局（村下）

その通りです。

金委員

資料右下のメリットに、「不動産取得税の一部が控除されます」とあるが、一部とは何か決まりがあるのか。

事務局（村下）

この事業を活用した場合は、固定資産評価額が300万円では、 $(300万円 - (300万円 \times 1/3)) \times 3\% = 6万円$ となる。この事業を使わない場合だと、 $300万円 \times 3\% = 9万円$ となるので、3万円の軽減が受けられるということになります。

明石委員

目的は農地の集積、集約だけか。

事務局（村下）

その通りです。

議長（堀会長）

地元の情報をもって、地元の集積・集約をこれから進めていかなければいけない。中間管理機構を通してこの事業を使えばいいと思うし、営農等の集積・集約に結構使えるのかなと思う。

明石委員

いい話だったら殺到するのでは。売りたい人はいっぱいいる。

進藤委員

あくまでも売り手と買い手が決まっているところに入ってくるだけ。決ま
ってなければ受け付けてもらえない。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第
5号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第5号 農用地利用集積等促進計画案につい
てについて原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第5号の農用地利用集積等促進計画については、原案どおり決
定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題
とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第10回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年11月6日(月) 午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 令和5年度富山県農業委員会研修大会

- ・日時 令和5年11月16日(木) 午後1時30分～4時10分
- ・会場 アイザック小杉文化ホール ラポール「ひびきホール」
(射水市戸破1500番地)

※ 欠席の場合は、10月31日(火)までに事務局へお知らせください。

3 農業委員会委員懇談会

- ・日時 令和5年11月17日(金) 午後6時15分～
- ・会場 鮮乃匠 大芳 (射水市二口1070番地)

※ 出欠は、別紙にて10月20日(金)までに事務局へ提出

4 農業委員推薦応募状況について

5 配布資料

- ・のうねん9月号
- ・アグリとやま第130号

議 長

署名委員

署名委員